

# 駿河台大学教育職員免許状取得に関する規程

昭和62年 4月 1日制定  
令和 4年 2月 3日最近改正

## (目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第39条に基づき、教育職員免許状を取得するために必要な事項を定める。

## (免許状の種類)

第2条 本学において取得できる教育職員免許状の種類(教科)及び開設学部学科は、次のとおりとする。

免許状の種類(教科)	開設学部学科
中学校教諭一種免許状(社会)	法学部法律学科経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース
中学校教諭一種免許状(保健体育)	スポーツ科学部スポーツ科学科
高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	法学部法律学科
高等学校教諭一種免許状(公民)	法学部法律学科経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース
高等学校教諭一種免許状(保健体育)	スポーツ科学部スポーツ科学科

## (基礎資格・最低修得単位数)

第3条 免許状を取得しようとする者は、免許状の種類に応じ、次の表に定める基礎資格を備え、かつ、最低修得単位数を修得しなければならない。

免許状の種類(教科)	基礎資格	大学における最低修得単位数		
		教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等
中学校教諭一種免許状(社会)	学士の学位を有すること	24	4	31
中学校教諭一種免許状(保健体育)				
高等学校教諭一種免許状(地理歴史)		12	27	
高等学校教諭一種免許状(公民)				
高等学校教諭一種免許状(保健体育)				

(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修)

第4条 第2条に掲げる免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）施行規則第66条の6に定める科目の単位として、それぞれ以下の単位を修得しなければならない。

学部・学科	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作
法学部 法律学科	「憲法概論」 (2単位)	「健康・スポーツ 実習Ⅰ」 (1単位) 「健康・スポーツ 実習Ⅱ」 (1単位)	「英語表現Ⅰ」 「英語表現Ⅱ」 「ドイツ語表現Ⅰ」 「ドイツ語表現Ⅱ」 「フランス語表現Ⅰ」 「フランス語表現Ⅱ」 「中国語表現Ⅰ」 「中国語表現Ⅱ」 「韓国語表現Ⅰ」 「韓国語表現Ⅱ」 (各1単位)のうち同一言語2科目 2単位	「コンピュータ・リテラシーⅠ」 (1単位) 「コンピュータ・リテラシーⅡ」 (1単位)
経済経営学部 経済経営学科 経済と社会コース			「英語表現Ⅰ」 (1単位) 「英語表現Ⅱ」 (1単位)	
スポーツ科学部 スポーツ科学科			「英語ⅡA」 (1単位) 「英語ⅡB」 (1単位)	

令和4年度以降入学者に適用

(教科及び教科の指導法に関する科目の履修)

第5条 第2条に掲げる免許状を取得しようとする者は、学則第31条に定める授業科目のうち、免許状の種類により次に掲げる教科及び教科の指導法に関する科目について、24単位以上を修得しなければならない。

中学校教諭一種免許状・社会

法学部法律学科（令和4年度以降入学者適用）

※○は必修科目

科目群	免許法による 教科及び教科 の指導法に関 する科目	本学で修得すべき科目(単位数)				各群最 低必要 単位数
第1群	日本史・外国 史	○日本史概論A ○外国史概論A	(2) (2)	○日本史概論B ○外国史概論B	(2) (2)	8
第2群	地理学(地誌 を含む。)	○地理学概論A ○地誌学概論A	(2) (2)	○地理学概論B ○地誌学概論B	(2) (2)	8
第3群	「法律学、政治 学」	○法学入門A ○民法概論 商法概論 憲法(基本的人権)B 憲法(統治機構)B 民法(総則)B 国際法B 政治学概論 政治外交史B	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	○法学入門B ○刑法概論 憲法(基本的人権)A 憲法(統治機構)A 民法(総則)A 国際法A 国際関係論 政治外交史A	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	8
第4群	「社会学、経済 学」	○社会学概論A マクロ経済学I 国際経済学I 法社会学	(2) (2) (2) (2)	○社会学概論B ミクロ経済学I 国際経済学II	(2) (2) (2)	4
第5群	「哲学、倫理 学、宗教学」	哲学概論A ○倫理学概論A 法哲学	(2) (2) (2)	哲学概論B ○倫理学概論B	(2) (2)	4
第6群	各教科の指導 法(情報通信 技術の活用を 含む。)	○社会科教育法 社会科・地歴科教育法II 社会科・公民科教育法II	(2) (2) (2)	社会科・地歴科教育法I 社会科・公民科教育法I	(2) (2)	8

経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース（令和4年度以降入学者適用）※○は必修科目

科目群	免許法による 教科及び教科 の指導法に関 する科目	本学で修得すべき科目(単位数)				各群最 低必要 単位数
第1群	日本史・外国 史	○日本史概論A ○外国史概論A	(2) (2)	○日本史概論B ○外国史概論B	(2) (2)	8
第2群	地理学(地誌 を含む。)	○地理学概論A ○地誌学概論A	(2) (2)	○地理学概論B ○地誌学概論B	(2) (2)	8
第3群	「法律学、政治 学」	○法学入門A 国際法A 民法(債権各論)A 会社法(機関)B	(2) (2) (2) (2)	○法学入門B 国際法B 会社法(機関)A	(2) (2) (2)	4
第4群	「社会学、経済 学」	○経済学の基礎(マクロ編) 社会学概論A 国際経済の基礎 財政学II	(2) (2) (2) (2)	○経済学の基礎(ミクロ編) 社会学概論B 財政学I	(2) (2) (2)	4
第5群	「哲学、倫理 学、宗教学」	○哲学概論A ○倫理学概論A	(2) (2)	○哲学概論B ○倫理学概論B	(2) (2)	8
第6群	各教科の指導 法(情報通信 技術の活用を 含む。)	○社会科教育法 社会科・地歴科教育法II 社会科・公民科教育法II	(2) (2) (2)	社会科・地歴科教育法I 社会科・公民科教育法I	(2) (2)	8

高等学校教諭一種免許状・地理歴史

法学部法律学科（令和4年度以降入学者適用）

※○は必修科目

科目群	免許法による 教科及び教科 の指導法に関 する科目	本学で修得すべき科目(単位数)				各群最 低必要 単位数
第1群	日本史	○日本史概論A 古代・中世日本史 法史学 経済史Ⅱ 政治外交史B	(2) (2) (2) (2) (2)	○日本史概論B 近現代日本史 経済史Ⅰ 政治外交史A	(2) (2) (2) (2)	4
第2群	外国史	○外国史概論A 西洋史	(2) (2)	○外国史概論B 東洋史	(2) (2)	4
第3群	人文地理学・ 自然地理学	○人文地理学A ○自然地理学A 地理学概論A	(2) (2) (2)	○人文地理学B ○自然地理学B 地理学概論B	(2) (2) (2)	8
第4群	地誌	○地誌学概論A	(2)	○地誌学概論B	(2)	4
第5群	各教科の指導 法（情報通信 技術の活用を 含む。）	○社会科・地歴科教育法Ⅰ	(2)	○社会科・地歴科教育法Ⅱ	(2)	4

科目群	免許法による 教科及び教科 の指導法に関 する科目	本学で修得すべき科目(単位数)				各群最 低必要 単位数
第1群	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	○法学入門A ○民法概論 商法概論 憲法(基本的人権)B 憲法(統治機構)B ○国際法B 民法(総則)B 国際関係論	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	○法学入門B ○刑法概論 憲法(基本的人権)A 憲法(統治機構)A ○国際法A 民法(総則)A 商法総則・商行為法 政治学概論	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	1 2
第2群	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○社会学概論A マクロ経済学I 国際経済学I 財政学I 法社会学	(2) (2) (2) (2) (2)	○社会学概論B ミクロ経済学I 国際経済学II 財政学II	(2) (2) (2) (2)	4
第3群	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論A ○倫理学概論A 法哲学	(2) (2) (2)	哲学概論B ○倫理学概論B	(2) (2)	4
第4群	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○社会科・公民科教育法I	(2)	○社会科・公民科教育法II	(2)	4

経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース（令和4年度以降入学者適用）※○は必修科目

科目群	免許法による 教科及び教科 の指導法に関 する科目	本学で修得すべき科目(単位数)				各群最 低必要 単位数
第1群	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	○法学入門A ○国際法A 民法(債権各論)A 会社法(機関)B	(2) (2) (2) (2)	○法学入門B ○国際法B 会社法(機関)A	(2) (2) (2)	8
第2群	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○経済学の基礎(マロ編) ○国際経済の基礎 社会学概論B マクロ経済学Ⅱ ミクロ経済学Ⅱ 財政学Ⅱ 国際経済学Ⅱ 市場と企業の理論	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	○経済学の基礎(ミロ編) 社会学概論A マクロ経済学Ⅰ ミクロ経済学Ⅰ 財政学Ⅰ 国際経済学Ⅰ 現代金融論	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	8
第3群	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学概論A ○倫理学概論A	(2) (2)	○哲学概論B ○倫理学概論B	(2) (2)	8
第4群	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○社会科・公民科教育法Ⅰ	(2)	○社会科・公民科教育法Ⅱ	(2)	4





(大学が独自に設定する科目の履修)

第6条 大学が独自に設定する科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した教科及び教科の指導法に関する科目若しくは教育の基礎的理解に関する科目等について、併せて中学校教諭一種免許状4単位、高等学校教諭一種免許状12単位以上を修得しなければならない。

(平成32年度以降入学者適用)

科目名 (単位数)				最低必要単位数	備考
教育と文化	(2)	生涯学習論	(2)	中学校教諭一種免許状 4 高等学校教諭一種免許状 12	道徳教育の理論と方法は高等学校教諭一種免許状のみ履修できる
教育と法	(2)	教育学演習 I	(2)		
教育学演習 II	(2)	道徳教育の理論と方法	(2)		

(教育の基礎的理解に関する科目等の履修)

第7条 教育の基礎的理解に関する科目等については、次に掲げる単位を修得しなければならない。なお、中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「道徳教育の理論と方法」及び「教育実習 II」を必ず履修し、単位を修得しなければならない。

令和4年度以降入学者適用

※○は必修科目

免許法による教育の基礎的理解に関する科目等	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	備考
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育学概論	(2)	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○教職論	(2)	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○教育制度論	(2)	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○教育心理学	(2)	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別支援教育 I ○特別支援教育 II	(1) (1)	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	○道徳教育の理論と方法	(2)	中学校教諭一種免許状のみ
		総合的な学習の時間の指導法	○総合的な学習の時間の指導	(2)	
		特別活動の指導法	○特別活動の指導	(2)	
		教育の方法及び技術	○教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）	(2)	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
		生徒指導の理論及び方法	○生徒指導	(2)	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	(2)	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○進路指導	(2)	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	○教育実習Ⅰ（事前事後の指導を含む。） ○教育実習Ⅱ	(3) (2)	教育実習Ⅱは中学校教諭一種免許状のみ
		学校体験活動	学校体験活動	(2)	中学校教諭一種免許状のみ
		教職実践演習	○教職実践演習（中・高）	(2)	
合計単位数				中31	
				高27	

中31とは1種類の中学校教諭一種免許状を取得する場合に必要な単位数。

高27とは1種類の高等学校教諭一種免許状を取得する場合に必要な単位数。

（教職課程履修費）

第8条 教職課程を履修する者は、教職課程履修費を予め納付しなければならない。

2 前項の教職課程履修費の納付については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

平成2年4月1日一部改正。ただし、平成2年3月31日以前の入学生については、第2条を除きなお従前の例による。

平成6年4月1日一部改正。ただし、平成2年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

平成7年4月1日一部改正。ただし、平成7年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

平成9年4月1日一部改正。ただし、平成9年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

平成12年4月1日一部改正。ただし、平成12年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

平成13年4月1日一部改正。ただし、第5条における表中、現代文化学部比較文化学科平成12年度入学生の適用を除き、平成13年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成14年4月1日一部改正。ただし、第3条及び第7条における表中、高等学校一種免許状・情報取得に関する適用を除き、平成12年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。また、第5条における表中、高等学校一種免許状・情報取得に関する適用を除き、平成13年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成15年4月1日一部改正。

平成16年4月1日一部改正。ただし、法学部法律学科、経済学部経済学科及び経済学部経営情報学科の平成16年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成18年4月1日一部改正。ただし、文化情報学部知識情報学科の平成18年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成19年4月1日一部改正。ただし、経済学部経済学科及び経済学部経営情報学科の平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成21年4月1日一部改正。ただし、平成21年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成22年4月1日一部改正。ただし、平成22年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成23年4月1日一部改正。ただし、平成23年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成25年4月1日一部改正。ただし、平成25年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成26年4月1日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。ただし、平成27年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成29年4月1日一部改正。ただし、平成29年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成30年4月1日一部改正。ただし、平成30年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成31年4月1日一部改正。ただし、平成31年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成32年4月1日一部改正。ただし、平成32年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

令和3年4月1日一部改正。ただし、令和3年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

令和4年4月1日一部改正。ただし、令和4年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。